

※電子入札にて実施

入札説明書等

契約責任者
株式会社かんぽ生命保険
執行役 泉 真美子

◎ 項目及び構成

I 入札及び契約に関する事項

- 1 契約責任者
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 競争参加資格を有していない者の手続き
- 5 入札説明会
- 6 入札者に求められる義務等
- 7 入札前準備及び入札方法
- 8 秩序の維持
- 9 開札
- 10 落札者の決定
- 11 契約書の作成
- 12 その他

II 技術及び総合評価基準に関する事項

- 1 総合評価に関する事項
- 2 その他

別紙 1 サプライヤー操作マニュアル

別紙 2 提案書作成要領及び総合評価基準

別添 電子入札システム導入に伴う取引先登録のお願い

別冊 仕様書

株式会社かんぽ生命保険総務部における特定調達に係わる入札公告（公示）（2024年5月7日付）に基づく入札については、「政府調達に関する協定」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）等関係法令等によるほか、この入札説明書による。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者

株式会社かんぽ生命保険 執行役 泉 真美子

2 調達内容

(1) 品目分類番号 14、71、27

(2) 競争に付する事項

「JP-PC2 更改に伴うかんぽ PC 及び周辺機器類の購入 8,894 台（予定）」及び
「JP-PC2 更改に伴うかんぽ PC 及び周辺機器類の保守 一式」

(3) 特質等

仕様書のとおり。

(4) 履行期間

ア JP-PC2 更改に伴うかんぽ PC 及び周辺機器類の購入
契約締結日から 2025 年 9 月 24 日まで

イ JP-PC2 更改に伴うかんぽ PC 及び周辺機器類の保守
各納入月の翌月から 2030 年 9 月 30 日まで

(5) 履行場所

ア JP-PC2 更改に伴うかんぽ PC 及び周辺機器類の購入
仕様書のとおり

イ JP-PC2 更改に伴うかんぽ PC 及び周辺機器類の保守
仕様書のとおり

(6) 入札・開札の日時及び方法

2024 年 7 月 29 日 11 時

電子入札システムにより実施

※入札方法は別紙 1 「サプライヤー操作マニュアル」を参照。

※初めて当社の電子入札に参加する場合、入札日の 5 営業日前を目途に別添「電子入札システム導入への取引先登録のお願い」項番 1 「取引先登録」中に記載の URL よりアクセスし、「取引先登録申請」を行うこと。

※当日、電子入札システムが使用できない場合は、別の方法等により入札を行う場合がある。

3 競争参加資格

全省庁統一資格又は株式会社かんぽ生命保険における競争参加資格を有する者。

4 競争参加資格を有していない者の手続き

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者で、株式会社かんぽ生命保険の競争参加資格審査の申請を行わない者。

イ 審査の申請を行った者で、入札・開札日時までに登録されることを条件として証明書等を提出した場合において、当該登録審査が入札・開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかった者。

ウ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

エ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

(エ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) その他、株式会社かんぽ生命保険に損害を与えた者

オ 下記各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、1年間を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により公訴を提起された者

(イ) 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

キ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活

動又は社会運動を標ぼうし不正な利益を得る者、特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者をいう。

- (ア) 日本郵政グループ各社が提供する商品及びサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
- (イ) 日本郵政グループ各社が提供する商品及びサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
- (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (エ) 暴力団等を利用してると認められる関係を有すること
- (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (キ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

(2) 競争参加資格審査申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、株式会社かんぽ生命保険で審査申請書を入手し、速やかに申請を行わなければならない。(ただし、前記カに該当する場合を除く。)

なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合がある。

【申請書の提出先】

株式会社かんぽ生命保険 本社 総務部 契約担当
〒100-8794 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
大手町プレイス ウエストタワー12階
電話 03-3477-2581

5 入札説明会

入札説明会を開催するので出席を希望する者は、出席予定者を2024年5月17日14時までに書面で連絡すること。

【開催日時及び場所】

2024年5月20日10時
日本郵政グループ 入札室
〒100-8794 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
大手町プレイス ウエストタワー3階
担当 関 電話 03-3477-2581

6 入札者に求められる義務等

(1) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、2024年6月27日14時までに、次に示す証明書

等各1部(提案書は10部)を下記(2)に示す場所に提出しなければならない。(期限厳守のこと。郵送する場合は期限までに必着のこと。)

また、可能な限り「JP-PC2 更改に伴うかんぼ PC 及び周辺機器類の購入」にて提案する PC 及び周辺機器類一式を下記(3)に示す場所に5セット提出すること。総合評価の結果、落札者となった場合には提出された5セットは第1回及び第2回納品物に充当し、落札者とならなかった場合には返却する。

- ・ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し(株式会社かんぼ生命保険の競争参加資格申請を行わない場合)
 - ・ 仕様書の「提案書作成要領」に従って作成した提案書
 - ・ 下見積書
- ※ 仕様書に沿った見積書を提出すること。ただし「一式」等の表現は避けること。
- ・ 再委託申込書(再委託する場合に限る。)

別紙総合評価基準に基づき、作成された提案書及びその他提出書類等(以下「提案書等」という。)を審査の結果、当該役務を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。ただし、提案書の合否等については、審査の結果終了後に別途通知する。

なお、提出した証明書等について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

(2) 提出場所

株式会社かんぼ生命保険 本社 総務部 契約担当 担当 関 大輝
〒100-8794 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
大手町プレイス ウエストタワー12階
電話 03-3477-2581

(3) 「PC 及び周辺機器類一式」の提出場所

株式会社かんぼ生命保険 本社 IT企画部 IT改革推進室 インフラ担当
担当 富田 泰裕
〒141-0001 東京都品川区北品川五丁目6番1号 大崎ブライトタワー 30階
電話 080-2176-6063

7 入札前準備及び入札方法

入札者は次の方法により入札前準備及び入札を行わなければならない。

- (1) 前項(1)に示された必要書類を提出し、入札参加条件を満たした者は、電子入札システムログイン後の「入札前案件」ページもしくは「公募案件」ページにて「参加申請」を行う。

なお、参加申請は入札日の2営業日前までに実施すること。また、電子入札シ

システムの操作の不慣れ等(回線障害を含む)により、入札不能となった場合でも、原則、入札のやり直しは行わないので、注意すること。

(2) 参加申請完了後、入札の日時までに入札金額(税抜)を入力する。

なお、入札金額は、

- ・「JP-PC2 更改に伴うかんぼ PC 及び周辺機器類の購入」
- ・「JP-PC2 更改に伴うかんぼ PC 及び周辺機器類の保守」

2 契約分の合算額を入力する。

ア 落札決定に当たっては、電子入札システムで入力した金額に当該金額の消費税課税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

イ 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

(3) 入札者は、その入力した入札金額の変更又は取り消しをすることはできない。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者の入札は無効とする。

ア 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者からの入札

イ 入札金額が不明確な入札

ウ 明らかに連合によると認められる入札

エ 郵便による入札の場合で定められた日までに入札書が到着しない入札

オ 委任状のない代理人による入札

カ 二人以上の入札者の代理をした者による入札

キ 同一の者により入力された二以上の入札

ク 入札書が郵便で差し出された場合において下記7(5)に定める記載のない入札書による入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 郵便(書留又は特定記録郵便に限る。)による場合は、下記10(2)に記載のある方法により、入札書を作成すること。当該入札書は封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名(法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。)及び「〇月〇日開札「入札品名」の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札・開札の日時まで、上記6(2)に示す場所宛て郵送(必着)しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札日時までに委任状（電子入札システムのIDを含む。）を提出しなければならない。

なお、代理人による入札を行う場合の電子入札システムのIDは、委任者及び受任者が所有するIDとは別に、委任者が代理人による入札用のIDを請求・取得し、受任者に使用させるものとする。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

ウ 代理人は、入札者からの委任状に記載された電子入札システムIDを使用して入札を行うこと。

(7) 入札の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

8 秩序の維持

(1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせる恐れがある入札金額を定めてはならない。

(2) 入札執行中、公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとする行為に該当すると認められる者を、入札に参加させないことがある。

なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

9 開札

(1) 開札は電子入札システムにて行う。

- (2) 入札者は、入札締切日時経過後においては、入札に参加することはできない。
- (3) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度電子入札システムにて入札を行う。その場合は、入札者に対し個別に連絡を行う。

なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、落札するまで（若しくは、応札者が辞退するまで）入開札を執行する。

10 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 総合評価落札方式とする。

上記6に従い書類・資料を提出した入札者であって上記3の競争参加資格を全て満たし、本入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち別紙提案書作成要領に定める必須要件をすべて満たして、当該入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、下記「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、下記「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、最高順位落札者が当社と利益相反に関係にある会社に該当するとき、別途当社内において機関決定を経た上で、落札者を決定することとする。

「総合評価の方法」

- 1 総合評価の得点は、入札者の入札金額の得点に、当該入札者の性能等の評価得点を加えた数値とする。
- 2 入札金額の得点は、入札金額を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札金額の配点を乗じた値とする。
- 3 入札金額の配点と性能等の配点の配点割合は1：1とする。

《計算式》

入札金額の得点＝入札金額の配点×(1－入札金額／予定価格)

総合評価の得点＝性能等の評価得点＋入札金額の得点

- イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行者が指示する所定の公平な方法により、落札者を決定するものとする。

ウ 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人にあってはその名称）、金額及び総合評価得点をメールで通知する。また、落札できなかった入札者は、落札に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札金額及び性能等の評価得点）の提供を要請することができる。

(2) 入札書の作成

落札者は、以下を参考に入札書を作成し、原本を提出すること。また、入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合は、すぐに入札書を修正し、再提出すること。

ア 入札書は株式会社かんぼ生命保険所定の様式（別紙）によること。

イ 記載項目は次のとおり。

(7) 入札金額

電子入札システムで入力した金額とする。

(4) 品名

上記 2 (2) に示した品名とする。

(ウ) 年月日

上記 2 (5) 入札・開札の年月日とする。

(イ) 入札者の氏名及び押印等

① 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記入し押印を要する。

② 外国業者にあって押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

(3) 落札決定の取消

次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記 7 (7) の規定により入札書の補正をしないとき。

ウ 反社会的勢力と認められる者であることが発覚したとき。

11 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、株式会社かんぼ生命保険総務部契約担当より契約書等フォーマットを送付した日から 20 日以内に契約書の取り交わしを行うものとする。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

- ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- ウ 当社が別に定める要件を満たす場合、電子契約書又は電子請書とすることも可能とする。その場合、契約書等の作成及び取り交わしの手順については、別途指示する。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期等
 - ア 支払方法及び支払場所
郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座
 - イ 支払時期等
契約の履行を完了し、検査に合格したときは、支払請求書を受理した日から30日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）以内に支払う。
なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (4) 入札者は、契約責任者が指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。
- (5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。
- (7) 当社は、2008年5月に「国連グローバルコンパクト」に参加しました。
日本郵政グループは、国連グローバルコンパクトに定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を支持しています。
入札者が、当社の契約相手先（お取引先さま）となった場合には、お取引先さまも同コンパクトの内容に配慮した活動への取組みをお願いします。
- (8) 入札者は、政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」及び「日本郵政グループ CSR 調達ガイドライン」に則り、人権尊重に取り組むよう努めるものとします。

II 技術及び総合評価基準に関する事項

1 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別紙の総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目のみに基づいて行われる。

(2) 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、別紙提案書作成要領に定める必須要件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とする。

また、必須とする項目で要求要件を超える部分の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、評価基準(技術要件)に基づき項目ごとに評価する。

(3) 得点配分

得点配分は、総合評価基準に規定された配分方法によってのみ行われる。

(4) 評価方法

ア 必須とする項目については、(2)で示す必須とする項目の要求要件をすべて満たしている場合は合格とする。

イ 必須とする項目で要求要件を超える評価項目及び必須とする項目以外の項目については、提出された総合評価に関する資料に基づき、評価基準(技術的要件)によって(3)で示される得点配分に従い加点が与えられる。

ウ イの得点を性能等の評価得点とし、「I 入札及び契約に関する事項」11(1)に定める入札金額の得点を加えた数値により評価する。

(5) 提案書の内容

仕様書及び総合評価基準において示した事項に直接関係する内容とし、それ以外の事項の記載又は添付は不要である。

2 その他

(1) 落札者が提出した総合評価に関する書類の内容は、仕様書と同様にすべて納入検査の際の検査対象項目とする。

(2) 入札者が提出した総合評価に関する書類について虚偽の記載があることが判明した場合は、供給者に対し損害賠償等を求めることができる。

別添

電子入札システムへの取引先登録のお願い

契約責任者 株式会社かんぼ生命保険
執行役 泉 真美子

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の一部の入札において「電子入札システム」を導入しておりますので、お知らせいたします。

これに伴い、「電子入札システムでの入札」に参加をご希望される場合は、同システムへの事前登録が必要となりますので、大変恐縮ではございますが、公告しております入札者注意書（又は入札説明書等）、契約条項、日本郵政 CSR 調達ガイドライン、その他定められた事項を承諾し、遵守することに同意の上、下記により取引先登録を行っていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 取引先登録 下記URLから登録申請を行って下さい。

<https://www.profair.jp/buyer/APPLYNjk4ZGVIMjAzNmIwNWl4NWNiOWNiZWJiNzAOZWNmMDc+.html>

- ・ 利用規約を必ずご確認ください。
- ・ 登録申請後、当社において承認し、入札参加に必要なID及びパスワードを発行します。
承認に時間を要する場合がございますので、余裕を持ってご登録いただきますようお願いいたします。
- ・ パスワードは英大文字・英小文字・数字を組み合わせた10桁以上で設定し、3か月を目途に定期的に変更してください。
- ・ profair-report@profair.jpからのメールを受信できるようにしてください。

2 取引先登録に当たっての注意点

- ・ 取引先登録は、入札担当者1人につき、1IDの取得が必要となります。
- ・ 1人で複数のIDを取得することはできませんが、1社で取得するID数についての制限はございません。
- ・ 取引先登録における費用は無料です。

- ・電子入札システムは、当社から委託を受けた日本エンタープライズ株式会社が管理運営を行います。

3 電子入札システムの操作方法等照会先

日本エンタープライズ株式会社（Profair 運営事務局）

【電話番号】 03-6805-0074

【メール】 ra-support@nihon-e.co.jp

【受付時間】 月～金 9:30～12:00、13:00～17:30（以下休業日を除く）

休業日：土・日・祝祭日及び Profair 運営事務局の定める休日

お問合せ先（株式会社かんぽ生命保険 本社総務部 契約担当）

メール：keiyakutantou.ii@jp-life.jp

電話番号：03-3477-2581

受付時間：平日 9:30～17:30